

4. 耐震改修促進のための課題

(1) 耐震改修の問題

① 富良野断層帯西部想定地震の影響が考えられる地域である

北海道（北海道立北方建築総合研究所、平成19年8月）の調査によると、富良野断層帯西部で地震が発生した場合、役場周辺の想定震度は4.7とされています。

この地震の震源となる断層帯は、富良野盆地の西端の平地部と山地部の境界部を、富良野市から中富良野町、上富良野町にかけ断続的に配置されています。

断層の長さ20km、断層の幅14kmの規模で、想定地震はマグニチュード7.2です。断層の活動間隔は、4千年程度で、最近では2世紀から1739年以前の時期で活動があったと推察されています。30年以内での発生確率は、0.03%以下とされています。

この地震が発生すると、東川町は、全域で震度5弱（4.5～4.9）の揺れを感じると推定されています。

東川町は、大きな地震が起きたことのない地域ですが、昭和43年の十勝沖地震、平成5年の北海道南西沖地震（奥尻地震）で、震源が遠隔地でありながらも、震度3の地震を経験しています。また、大雪山（旭岳）は現在も活動を続けている活火山です。

このように東川町は、地震発生の可能性は必ずしも高くはありませんが、近傍に断層帯があり、行政区域内に活火山があるということを十分意識した防災活動が求められる地域です。

② 新耐震以降の建物が多く、地震に対する住宅・建築物の被害は少ない

東川町にある住宅2,927戸のうち45%、1,314戸は、平成に入って建設された建築後20年以内の新しい住宅です。昭和56年6月1日付けの建築基準法改正に適合した住宅・建築物は、地震に強い構造が義務づけられていますので、平成の時代に建築された住宅・建築物は、地震に強い住宅・建築物です。また、北海道の調査でも、震度5以下の地震であれば、建物倒壊の可能性はほとんどないと想定されていますので、既存の住宅・建築物の地震被害は少ないものと想定されます。

しかし、昭和56年以前に建設された住宅建築物で築後35年以上経過し、積雪、地盤の影響で建物の柱・梁が老朽化している住宅・建築物は、地震がきっかけとなり被害を受ける可能性があります。

これら、地震に弱い建物については所有者の意識開発や必要に応じて耐震診断など実態把握を進める必要があります。

一方、今後建設される住宅・建築物は、地震に対する強度が義務づけられていますので、建て主、設計者、所有者は、地震に強い住宅・建築物の確保を図ることが求められます。

③ 避難施設・危険物貯蔵施設の安全性の確保が急務

地域防災計画で、避難施設、危険物貯蔵施設、災害時に不可欠な各種施設が明記されています。また耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）の第6条において、特定建築物の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない、としています。

また、第7条において、所管行政庁は特定建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修のための必要な指導及び助言をすることができるとしています。

このため、地域防災計画に定める避難施設、危険物貯蔵施設を含む特定建築物を明確化し、設計・施工に係る事項で地震に対する安全性の状況や耐震診断・耐震改修の状況を把握し、施策を打つなど、これら施設の安全性の確保が求められます。

公的な避難施設については、災害時の建物自体の安全性や建物として被災生活での利用の可能性の確認と、必要に応じた対策が求められます。

また、役場庁舎は、災害時の給水拠点施設と位置づけられており、建築本体の耐震性のもとより、地震時の給水能力の確保の観点から、安全性の確保の検討も必要です。

④ 高齢者、子ども、新規住民などが確実に避難できる仕組みが必要

少子高齢化の進行により、東川町においても、一人暮らしの高齢者、高齢者のみで生活する高齢者夫婦が増加しています。また、世帯の半数には高齢者が同居しています。この状況は、今後ますます進行します。

子ども、妊娠中の女性、障がいを持つ人も、災害時には自力での避難が困難なため、家族や地域の協力が不可欠です。また、東川町に居住して日の浅い方は、地域との結びつきが弱く、避難場所など避難情報の入手が確実でない方もいるものと想定されます。

一方で、自治会など地域社会は、人と人との結びつきが必ずしも強固な地域ばかりではありません。災害が起きたときに地域社会が確実に機能できるような、日々の備えも必要です。

また、家庭で、災害に対する関心を高め、避難用具の常備、被災時の家族の連絡方法を確認するなど、家族が日常的に災害に備え、関心を持つことも重要です。

このように、高齢者、子ども、新規住民などが確実に避難できる、社会的な仕組みづくりが求められます。

(2) 耐震改修の課題及び施策の方向性

① 避難施設・危険物貯蔵施設の耐震性の確保

災害が起きたとき、災害に伴う危険物などの二次被害の発生や避難施設の建築的な安全性の確保が不可欠であり、避難施設・危険物貯蔵施設の耐震性の確保を図る必要があります。

その施策として、避難施設・危険物貯蔵施設等については、対象となる施設（特定建築物）の特定、地震に対する安全性の確認と、必要な対策の導入などを目指します。

② 家具の転倒、食器類などの落下に伴う人的被害の抑制

災害が起きたとき、自身の生命・財産の安全性の確保が重要であり、住民が住宅・建築物の耐震性について実態の把握と、家具の転倒、食器類などの落下に伴う人的被害の回避を図る必要があります。

その施策として、自身の所有・居住する地域や住宅・建築物の耐震性の確認、耐震性の向上や、人的被害を回避するのに有効な情報・対策の周知などを目指します。

③ 総合的な災害対策の一環としての取り組み

災害は、水害、地震、雪害、火山など、自然発生的なもの以外にも、その結果としておきる火災、交通事故、避難時の転倒・行方不明、被災生活時の心労など二次的な災害・事故等があります。

災害対策は、総合的な対策の一環として取り組み、効果をあげる必要があります。

その施策として、地震対策、耐震促進は、全町民の地域防災活動の一環として、適切な役割分担と連携による効果的な推進体制の確保を目指します

④ 住民、建物所有者の意識啓発

東川町は、近傍に断層帯があり、行政区域内に活火山があるということ、積雪寒冷な気候で降雪があること、忠別川の沿岸にあることを意識した防災活動が求められ、住民、建物所有者が、日々、災害に関する意識、理解を深める必要があります。

その施策として、災害やその対策、地域活動に関する情報の公表と耐震診断及び災害や被害に備えるための研修活動など、住民、建物所有者に意識啓発を働きかける推進施策の確保を目指します。